

盛岡市商店街の活性化に関する条例（案）について

平成 22 年 9 月 1 日  
産業環境常任委員会

1 パブリックコメントに寄せられた意見に対する議会の回答（案）（資料No.1）

【参考】パブリックコメントの概要

(1) 意見の募集期間

平成 22 年 7 月 5 日から 7 月 26 日まで

(2) 意見募集の方法

ア 情報公開室，議会事務局，市民の提案箱の設置場所に備え付け

イ 議会ホームページに掲載

※「広報もりおか」及び「盛岡市議会だより」に募集記事を掲載

(3) 意見の提出方法

ア 郵便，ファクス，持参

イ 議会ホームページの応募フォーム

(4) 意見をいただいた人数

20 人

(5) 回答の公表方法

ア 情報公開室，議会事務局，市民の提案箱の設置場所に備え付け

イ 議会ホームページに掲載

<http://www.city.morioka.iwate.jp/13gikai/gikai/gikai/pc/result.html>

2 盛岡市商店街の活性化に関する条例（案）（資料No.2）

3 今後の予定

平成 22 年 9 月定例会に議員発議により提案予定

4 その他資料

(1) まちづくり条例制定に係る商工会議所，市商連の動き（資料No.3）

(2) 商店街組合加盟促進要望書提出後の対応について（資料No.4）

## 盛岡市商店街の活性化に関する条例（案）

## （制定の背景）

商店街は、事業者個々の経済活動はもとより、それらが相互に協力しあいながら各種イベントなどの活動を行うことにより、地域経済の発展に寄与するとともに、地域の環境整備やにぎわい創出、歴史・文化の継承、安全・安心なまちづくりなど、地域コミュニティの形成や地域社会の発展、市民生活の向上に貢献してきました。

しかしながら、近年、社会・経済環境が大きく変化する中で、事業者の休廃業や商店街団体未加入事業者の増加により、商店街の衰退や地域コミュニティの核としての機能低下が進んでいます。このままでは、その商店街地域のみならず、地域経済全体の衰退や治安の悪化、地域住民同士のつながりや歴史・文化の喪失、高齢者や近隣住民の生活が不便になるなど、多方面において負の影響を及ぼすことが懸念されるものであり、早急な対応が必要となっています。

以上の状況を踏まえ、盛岡市議会に設置されている産業環境常任委員会において、商店街の活性化を図るための方策について検討・協議を行った結果、商店街の活性化についての基本理念並びに商店街を取り巻く様々な主体の役割や協力について定める条例が必要であるとの結論に達しました。

この条例の制定を契機として、商店街で事業を営む事業者が、その規模の大きさにかかわらず、共存共栄と社会貢献の精神に基づいて商店街の活性化に取り組み、地域経済と地域社会の発展、市民生活の向上につながることを期待するものです。

## （目的）

第1条 この条例は、商店街が地域経済及び地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加するとともに、商店街団体、経済関係団体及び市が連携し、かつ、協働しながら、商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

◆第1条では、条例の目的を定めています。

## 【解説】

この条例は、商店街団体、事業者、経済関係団体及び市が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことにより、商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売商業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 商店街団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他事業者によって組織された団体をいう。
- (3) 事業者 法人又は個人を問わず、商店街及びその近隣において事業を営むものをいう。
- (4) 経済関係団体 商工会議所、中小企業団体中央会その他の地域経済の振興を目的として活動を行う団体をいう。

◆第2条では、用語の定義を定めています。

【解説】

この条例で用いる基本的な用語について定義し、誰にでも同様に条例の解釈ができるようにしました。

なお、この条例でいう「商店街」は、小売商業、サービス業等が集積している、または連なっている地域をいい、その規模は問いません。

また、「事業者」は、商店街やその近隣においてコンビニエンスストアやファーストフード店などのチェーン店、スーパーマーケット、飲食店、銀行などの金融機関、理美容院、不動産管理会社、学習塾、設計事務所、税理士事務所などの事業を営むものをいい、すべての業種を含みます。

(商店街団体の役割)

第3条 商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努めるものとする。

2 商店街団体は、その組織の基盤及び活動を強化するため、事業者の理解を得ながら、事業者の商店街団体への加入促進に努めるものとする。

◆第3条では、商店街団体が担うべき役割を定めています。

【解説】

商店街団体は、魅力ある商店街の形成や環境整備に努めることにより、買い物などで商店街を訪れる者の利便性の向上を図ります。その結果、商店街により多くのひとが集まり活気やにぎわいが生まれ、商店街の活性化につながることを期待されます。

こうした活動を通して、商店街団体は地域コミュニティの核として、自らの創意工夫と自助努力を基本として、商店街の活性化を推進する役割を果たすものとしします。

第2項では、商店街団体が第1項に規定する役割を果たすためには、商店街団体の組織基盤や活動の強化が必要であり、その方策として、事業者相互あるいは商店街団体相互の連携を図るとともに、商店街団体未加入の事業者の加入促進に努めるものとしします。

なお、会員の加入促進にあたっては、商店街団体の活動について十分な説明と周知活動を行い、未加入の事業者に対して理解と協力を求める必要があります。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店街団体への積極的な加入に努めるものとする。

2 事業者は、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、積極的に参加するとともに、応分の負担により当該事業に協力するよう努めるものとする。

◆第4条では、事業者が担うべき役割を定めています。

【解説】

商店街等において事業を営む事業者は、商店街団体等が実施している商店街の活性化に関する事業や取組の役割や意義を理解し、商店街団体への加入や商店街事業に協力するよう努めるものとします。

なお、「応分の負担」とは、事業者が提供する金銭的又は人的な負担などをいいます。

(経済関係団体の役割)

第5条 経済関係団体は、商店街の活性化を図るため、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、かつ、協力して、商店街活性化のための施策の実施に努めるものとする。

◆第5条では、経済関係団体が担うべき役割を定めています。

【解説】

経済関係団体においては、商店街の活性化を図るため、市などと連携し、協力しながら指導的な役割を担うことが期待されます。

(市の役割)

第6条 市は、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街の活性化のために必要な施策の推進に努めるものとする。

◆第6条では、市が担うべき役割を定めています。

【解説】

市は、「商店街の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する」という条例の目的を達成するため、市民、商店街団体、事業者、経済関係団体と連携・協働して、必要な施策の推進に努めるものとします。

(市民への啓発等)

第7条 商店街団体、経済関係団体及び市は、商店街の活性化の必要性及び商店街が市民生活に果たしている役割を市民に啓発するとともに、第3条、第5条及び前条に規定する商店街活性化の取組について、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

◆第7条では、商店街団体、経済関係団体や市が共に果たすべき役割を定めています。

【解説】

商店街団体、経済関係団体や市は、商店街が活性化することにより、地域経済、地域社会が発展し、市民生活が向上することや、日頃、商店街が市民生活に果たしている役割を市民に積極的に啓発し、商店街団体、経済関係団体や市が行う商店街活性化のための取組について、市民の理解と協力が得られるよう努めるものとします。

(市民の協力)

第8条 市民は、商店街の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割を理解し、商店街の活性化に関する事業に協力するよう努めるものとする。

◆第8条では、この条例の目的を達成するために、市民の協力について定めています。

【解説】

商店街の活性化が地域の環境整備やにぎわい創出、歴史・文化の継承、安全・安心なまちづくりなど、地域コミュニティの形成や地域社会の発展、市民生活の向上に果たす役割を市民に理解していただき、祭りや各種イベントなどの商店街が活性化するための事業に積極的に協力していただきたいと考えています。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

◆第9条では、委任について定めています。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項は、必要に応じて市長が規則などを別に定めることを規定しました。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を、公布の日とするものです。



## まちづくり条例制定に係る商工会議所、市商連の動き

- 平成21年4月23日 第1回<sup>21</sup>街づくり委員会 6つの活動目標の1つとして街づくり条例の制定を協議した。
- 平成21年5月22日 第2回街づくり委員会 他都市条例を参考に協議、その必要性を了承いただき条例案策定に着手した。
- 平成21年7月8日 第3回街づくり委員会 事務局条例タタキ台案内容についての最終確認。条例案内容については特に異議は無かったものの、最終的に盛岡市に要望するにあたっては、商店街が地域社会・市民生活等に果たしている役割を明確にしたうえで要望するほうが条例の必要性を高めるうえで効果的であるとの玉山副会頭および福井氏からの意見があったことから、その点について補足資料を作成することとした。いずれ盛岡商工会議所としての要望となることから、常議員会で諮ったうえでさらに詳細について対応することとした。
- 平成21年7月14日 市商連理事会 上記会議を受け、商店街のコンセンサスを得るための提案を受け、条例制定について協議した。
- 平成21年7月21日 街づくり委員会 松本委員長名で永野会頭へ条例制定要望を行う。
- 平成21年7月29日 市商連理事会 協議過程および一部変更条文等について説明。今後の実現化に向けた会議所としての要望に期待するとして意見の提出することに賛同した。
- 平成21年8月18日 第5回常議員会 条例制定についての要望を了承される。
- 平成21年9月10日 第4回街づくり委員会 常議員会の議決を経たことから、10月5日に市長に要望を行う旨委員長挨拶にて報告。
- 平成21年10月5日 永野会頭、専務 谷藤市長、市議会議長に対し街づくり条例の制定要望を提出。

商工観光部商工課

平成22年7月28日

## 商店街組合加盟促進要望書提出後の対応について

平成16年9月6日に盛岡市商店街連合会等から商店街組合への加盟促進に関する要望が提出された以降の対応について

### 1 要望の概要

- (1) 要望者 盛岡市商店街連合会 会長 吉田 莞爾  
盛岡市まちづくり(株) 代表取締役社長 村井 研一郎  
盛岡商工会議所 会頭 斎藤 育夫
- (2) 要望内容 商店街に加入しない事業者が増加している現状を解決する一助として、市が商店街加入について、特段の指導・措置を取ること。

### 2 要望後の市の対応状況について

盛岡市商店街連合会：商店街加入を努力義務化することは、まず商店街活動が魅力あるものでなければならぬとの考えのもとに、これまで商店街では、会員が新規出店者を中心に商店街活動の内容を説明し、活動に対する理解を求めながら加入促進に努めている。

盛岡市：未加盟のお店などへ商店街組合の加盟について商店街や商工会議所等と連携をいたしまして、要請、助言をしてきたほか、平成17年度からは中心市街地商店街の空き店舗へ出店する場合の改装費補助を創設し、その要件の一つとして、空き店舗の所在する商店街と調和し、その商店街の振興に寄与することを盛り込み、加入を促している。

また、17年には、盛岡市産業振興懇話会が商店街組合の組織力低下に対処するため、より一層商店街の魅力を醸し出し、組織強化を図ることも重要であると提言がなされたことから、市ではさまざまな機会をとらえて商店街活動に多くのお店が参加するよう働きかけるとともに、商店街組合加入及び商店街活性化について条例化が有効かどうかも含め、商業振興全体の観点から検討を行ってきた。

## 重点分野雇用創出事業計画書

事業の名称	商店街組織強化事業			
担当課名	商工課			
実施予定期間	平成22年10月1日 ～ 平成23年3月31日 ( 6か月 日間)			
事業内容	商店街の衰退を防止するため、商店街の活性化を図ることは、地域コミュニティの再生や歴史・文化の継承など地域再生まちづくりにとって喫急の課題である。このため次の事業を実施する。 ①商店街活性化条例の制定に伴う条例周知のためのポスター・ステッカー作成及び新聞告知等 ②条例制定の効果等のデータ収集・分析			
	既存事業の振替ではない	<input type="radio"/>	建設・土木事業ではない	<input type="radio"/>
	重点分野への該当	<input type="radio"/>		
事業額	4,521,300 円 (a)			
うち人件費	2,520,000 円			
うち新規雇用の失業者に係る人件費	2,520,000 円 (b)	人件費割合(b/a)	55.7 %	
事業に従事する全労働者数	2 人			
うち新規雇用の失業者の人数	2 人			
雇用形態	常用雇用 (雇用期間4か月以上)	2 人		
契約期間更新の有無	更新無 <input type="radio"/>	更新有 <input type="radio"/>	補助金交付要領に定める更新事由 該当	
積算内訳	新規雇用の失業者に 係る人件費	賃金 170,000円×6月×2人=2,040,000円 社会保険料 30,000円×6月×2人=360,000円 消費税(2,040,000円+360,000円)×1.05=2,520,000円 計 2,520,000円		単価の 根拠
	その他人件費			
	人件費以外の経費	条例周知費(ポスター・ステッカー)900,000円 条例周知広告費(広報・ラジオ・テレビ)680,000円 事務用消耗品費等 326,000円 消費税(900,000+680,000+326,000)×1.05= 2,001,300円 計 2,001,300円		
	当該事業による 収入見込み	なし		
(委託事業の場合) 想定される委託先	盛岡商工会議所			
(委託事業の場合) 委託先の選定方法	随意契約			
新規雇用者の募集方法	委託先にてハローワークによる一般公募			
事業の必要性・緊急性	商店街活性化条例制定の効果を実にあげることは、地域社会の発展及び市民生活の向上に大きく寄与する考えられる。また、消費者ニーズが多様化する中、各種データを集約分析することは、今後の商業活性化施策形成にとって誠に重要なことである。したがって、当該事業実施は緊急性かつ必要性があるものとする。			



# 緊急雇用創出事業計画書

## 商店街組織強化事業

### 項目別内訳（市財政課提出資料）

平成 22 年 7 月

商店街活性化条例に関し、その周知、事業所や商店街を訪問しての商店街加盟促進活動、及び条例制定後の商店街加入や空き店舗の状況確認をアンケート調査等を実施する。また、市民にヒアリングやアンケート調査を実施し今後の商店街活性化や商業施策に望むこと等を聴取・分析する。

以上により、今後における当市の商業活性化施策形成のための一助とするものである。

- ①賃金 170,000 円×6 月×2 人=2,040,000 円
- ②社会保険料 30,000 円×6 月×2 人=360,000 円
  - 社会保険料 4,670 円
  - 厚生年金 15,704 円
  - 雇用保険等 9,626 円
  - 計 30,000 円/人
- ③商店街活性化条例周知ポスター（2,000 部） 300,000 円
  - A3 版カラー
  - 150 円×2,000 部（地区担当員 600+その他 1,400 部）=300,000 円
- ④商店街活性化条例周知ステッカー（3,000 枚） 600,000 円
  - 200 円×3,000 事業者=600,000 円
  - （ H19 商業統計 小売商店数 2,851 店 ）
- ⑤商店街活性化条例周知広報費 680,000 円
  - 市広報広告（2 枠） 170,000×2 回=340,000 円
  - テレビ CM(25 本) 200,000 円
  - ラジオ CM（40 本） 100,000 円
  - 事業者用チラシ（A4） 10 円×4,000 枚=40,000 円
- ⑥事務費 326,000 円
  - パソコン・プリンター等レンタル 20,000 円×6 月=120,000 円
  - 切手 80 円×2（返信含む）×300 団体（商店街組合及びいくつかの個

		店) × 2 回 = 96,000 円
封筒 (2,000 枚)	10,000 円	
その他事務用消耗品費	50,000 円	
交通費 (バスカード・ガソリン代)		50,000 円